

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）（審査指導課）

一 改正の要旨

広島ヘリポート管理事務所を廃に指定することに伴い、関係規定を整理するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十二号）
（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（人事課）

一 改正の要旨

県立広島病院に室を新設したことに伴い、知事の同意を得て任免すべき病院事業局の職員を追加した。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（環境県民総務課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部が改正され、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による事務が安芸郡府中町へ移譲されることに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 未熟児養育医療費用徴収規則を廃止する規則（規則第三十五号）（健康対策課）

一 廃止の要旨

母子保健法の一部が改正され、養育医療の給付に要する費用の徴収事務が県の事務でなくなることに伴い、未熟児養育医療費用徴収規則を廃止した。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

広島県立障害者リハビリテーションセンターを構成する施設として宿泊施設を整備することに伴い、当該施設の使用の手続を定めるなど、必要な規定を整備した。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

障害者自立支援法等の一部改正に伴い、引用する法律等の題名を改正するとともに、育成医療の支給認定等に係る事務が県の事務でなくなることに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 三川ダム管理条例の施行期日を定める規則（規則第三十八号）（農業基盤課）

三川ダム管理条例（平成二十五年広島県条例第六号）の施行期日を平成二十五年四月一日とすることとした。